



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 0 9 号 令和 6 年 6 月 4 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
2 7 0	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	情報政策課 行政 D X 推進室
2 7 1	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	にぎわい政策課
2 7 2	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	県民ふれあい課
2 7 3	職業訓練指導員試験を実施する件	産業人材課
2 7 4	特別保護地区を指定するに当たり指針案を公衆の縦覧に供する件	鳥獣対策・里山 振興課
2 7 5	令和 7 年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を実施する件	農林水産総合技術 支援センター

【 議 会 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
1	特別委員長印を廃棄した件	
2	特別委員長印を新調した件	

徳島県告示第二百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和六年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

五 契約金額

六千六百八十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第

二号

徳島県告示第二百七十一号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園の有料公園施設のうち駐車場及び徳島県日峯大神子広域公園の有料公園施設に係るものに限る。）の徴収の事務	公益財団法人徳島県建設技術センター
徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	一般財団法人徳島県観光協会
徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）第九条第一項ただし書に規定する使用料の徴収の事務	株式会社コート・ベール徳島
徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	株式会社ネオビエント

徳島県告示第二百七十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県広報番組「とくしまタイムズ」の制作・放送 五十本
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県生活環境部県民ふれあい課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和六年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国放送株式会社
徳島市中徳島町二丁目五番地二
- 五 契約金額
七十四万五千八百円（一本当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第二百七十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 対象職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験科目

試験は、学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）について行う。

三 試験の免除

省令第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者で法第二十八条第五項第二号又は第三号のいずれにも該当しないものとする。

五 試験期日

令和六年八月四日（日曜日）午前九時二十分から

六 試験場所

徳島市南末広町二三―六四

徳島県立中央テクノスクール

七 受験手続

1 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第十一号）、履歴書、写真（申請前六箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形三号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

2 受験申請書等の提出先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部産業人材課

3 受験申請書等の提出期間

令和六年六月二十八日（金曜日）から同年七月十一日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月十一日までの消印があれば受け付ける。

4 受験手数料

学科試験

三千百円

注

(一) 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと。）。

(二) 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

八 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とする。

九 合格発表

令和六年八月十九日（月曜日）に合格者の受験番号を県庁掲示場に掲示するとともに、合格者には文書で通知する。なお、合格発表の日の午後一時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。

十 その他

1 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県経済産業部産業人材課において交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県経済産業部産業人材課へ申し込むこと。

2 この試験についての問合せは、徳島県経済産業部産業人材課（電話〇八八―六二二―二三五三）にすること。

徳島県告示第二百七十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 特別保護地区の名称

あいあいらんど鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

那賀郡那賀町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一） 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

（二） 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び天然広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県南部総合県民局保健福祉環境部環境担当及び那賀町役場

二 1 特別保護地区の名称

黒滝山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

那賀郡那賀町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

3 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

4 指針案

（一） 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣の生息地

（二） 特別保護地区の指定目的

この区域は、鳥獣の生息に適した岩石地及び天然広葉樹林を有し、多様な鳥獣の生息に適していることから、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の良好な生息地の確保を図る。

5 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課鳥獣保護管理担当、徳島県南部総合県民局

徳島県告示第二百七十五号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号。以下「規則」という。）第十九条第一項の規定に基づき、令和七年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和六年六月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

1 本科

(一) 一般入学試験（規則第十九条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

(1) 一次募集

イ 筆記試験 令和七年一月十五日（水曜日）午前九時から

ロ 口述試験 令和七年一月十五日（水曜日）午後一時から

(2) 二次募集

イ 筆記試験 令和七年三月十一日（火曜日）午前九時から

ロ 口述試験 令和七年三月十一日（火曜日）午後一時から

(二) 推薦入学試験（規則第十九条第三項の規定により知事が指定する学校の長から推薦された者について実施する試験をいう。以下同じ。）

(1) 論文試験 令和六年十月十八日（金曜日）午前九時から

(2) 口述試験 令和六年十月十八日（金曜日）午前十時十分から

2 研究科

知事が、別に指定する。

二 試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学

校

三 入学願書等の提出期間

1 本科

(一) 一般入学試験

(1) 一次募集

令和六年十二月二十三日（月曜日）から令和七年一月八日（水曜日）まで

(2) 二次募集

令和七年二月十八日（火曜日）から同年三月四日（火曜日）まで

(二) 推薦入学試験

令和六年九月二十日（金曜日）から同年十月十一日（金曜日）まで

2 研究科

令和七年二月三日（月曜日）から同月十七日（月曜日）まで

四 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校学生募集案内（以下「募集案内」という。）及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

名西郡石井町石井字石井一六六〇 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学

校 学生支援担当

五 入学試験手数料

二千二百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼付すること。）

六 その他

この試験についての詳細は、募集案内を参照するほか、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（電話。八八―六七四―。二六）に問い合わせること。

徳島県議会告示第一号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和六年三月十一日限り、次の公印を廃棄した。

令和六年六月四日

徳島県議会議長

元 木 章 生

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会防災・感染症対策特別委員会



徳島県議会消費者・環境対策特別委員会



徳島県議会地方創生対策特別委員会



徳島県議会次世代育成・少子高齢化対策特別委員会



徳島県議会告示第二号

徳島県議会公印規程（昭和三十五年徳島県議会規程第一号）第四条の規定により、令和六年三月十一日次の公印を新調した。

令和六年六月四日

徳島県議会議長

元 木 章 生

特別委員会の名称

特別委員長印

徳島県議会防災・環境対策特別委員会



徳島県議会地域活性化対策特別委員会



徳島県議会こども未来・安心対策特別委員会



徳島県議会まちづくり・魅力向上対策特別委員会

